

小中一貫教育推進方針 たたき台からの主な変更点

変更点 1 通学区域と小中学校の組合せ

p 5 (3) 通学区域と小中一貫教育に取り組む小中学校の組合せ

【たたき台】

小中一貫教育を進める小中学校の組合せとしては、通学区域が一致していた方が効果が上がりやすい面があることは否定できない。将来的には、小中一貫教育をより進めやすくするために、小学校と中学校の通学区域を整合させていくことが望ましい。

【修正案】

小中一貫教育を進める小中学校の組合せとしては、通学区域が一致していた方が効果が上がりやすい面があることは否定できない。将来的には、小中一貫教育をより進めやすくするために、小・中学校の通学区域の整合性について検討していくことが考えられる。

しかしながら、練馬区全域でただちに小中学校の通学区域を一致させることは困難であり、小学校と中学校の通学区域が複雑に重なり合っている地域においては、通学区域が一致しない小中学校の組合せで小中一貫教育を進めることになる。

p 6 (5) 複数の小中学校間で連携する場合の留意点

【たたき台】

一方で、どの児童にとっても連携・交流の機会があることが望ましいことには変わりはなく、連携先を広げる努力や、年度によって連携先を変更するなどの工夫も考えられる。

【修正案】

一方で、どの児童にとっても中学生や中学校教員との交流の機会があることが望ましいことには変わりはなく、小中学生の交流活動などにおいて、交流に参加する小学校を広げる努力や、複数の小学校が交替で交流活動に参加するなどの工夫も考えられる。

p10 (1) 実践校グループの見直し

【たたき台】

平成 28 年度に、すべての中学校区で小中一貫教育研究グループとしての 2 年間の研究が終了することから、28 年度末に学習指導型連携グループおよび実践校グループの組合せを見直すこととする。

【修正案】

平成 28 年度に、すべての中学校区で小中一貫教育研究グループとしての 2 年間の研究が終了することから、児童の主たる進学先である中学校と異なる中学校とグループを組んでいる一部の地域においては、小・中学校の状況と希望を踏まえてうえで、28 年度末に学習指導型連携グループおよび実践校グループの組合せの見直しを検討することとする。

変更点2 義務教育学校に関する検討

p15 3 小中一貫教育校および義務教育学校に関する検討

(1) 小中一貫教育校と義務教育学校の共通点と相違点

【たたき台】

9年間は6年間の前期課程と3年間の後期課程に区分され、他の中学校進学を選択肢は残されているが、6年生修了後に卒業式は執り行われなないこととなる。7年生から転入してくることも可能だが、7年生の入学式も行われなないこととなる。

【修正案】

学校教育法の規定により、義務教育学校の9年間は6年間の前期課程と3年間の後期課程に区分され、義務教育学校の前期課程から他の中学校へ進学したり、他の小学校から義務教育学校の7年生へ転入してくることもできる。選択肢は残されているが、6年生修了後に卒業式は執り行われなないこととなる。7年生から転入してくることも可能だが、7年生の入学式も行われなないこととなる。

【たたき台】

義務教育学校における教員配置について、詳細はまだ明らかになっていないが、小学校籍・中学校籍の区別なく、義務教育学校の教員として配置されるようになることも予想される。

【修正案】

義務教育学校における教員配置について、詳細はまだ明らかになっていないが、~~小学校籍・中学校籍の区別なく、義務教育学校の教員として配置されるようになることも予想される。~~

【推進会議における議論を踏まえて記述 追加】

小中一貫教育校から義務教育学校への移行、あるいは新たに義務教育学校の設置については、教員配置に関する東京都教育委員会の考え方や(仮称)小中一貫型小学校・中学校の要件など、国がめざす小中一貫教育制度化の全容を確認してから、改めて検討することが適当である。

変更点3 小中一貫教育校の学校規模

p18 (5) 小中一貫教育校の学校規模

【たたき台】

施設一体型小中一貫教育校(校長1名)については、学校運営上の適正規模や異学年交流事業や全校行事の実施規模から、各学年3学級程度、1～9学年で27学級程度(児童生徒数810名程度)が望ましいと考えられる。

【修正案】

練馬区では、小学校の適正規模を12～18学級(24学級までは許容範囲)、中学校の適正規模を11～18学級と定めている。施設一体型小中一貫教育校の適正規模を、小学校の適正規模と中学校の適正規模を合わせた学校規模として考えると23～36学級となり、最大で児童生徒数が1200人を超えてしまう可能性がある。

練馬区初の小中一貫教育校である大泉桜学園(21学級 671名)では、全校で集まりやすい規模であることを活用して、1～9年生合同の学校行事やさまざまな異学年交流活動に取り組んでいる。小中一貫教育校における学校運営および異学年交流事業や全校行事の実施規模を考慮すると、施設一体型小中一貫教育校(校長1名)の標準的な学校規模としては、各学年2～3学級程度、1～9学年で18～27学級程度を目安とすることが望ましい。

変更点4 施設分離型小中一貫教育校の設置について

p19 6 施設分離型小中一貫教育校（小中一貫型小学校・中学校）の設置について

【修正案（追加）】

（1）小中一貫教育実践校から施設分離型小中一貫教育校への移行

小・中学校の通学区域が整合していない練馬区において、全区的に施設分離型小中一貫教育校を設置していくことは困難である。

小学校の通学区域が中学校の通学区域に包含されている地域のうち、小・中学校間の距離が隣接・近接している小中一貫教育実践校や、小中一貫教育に適した施設が整備されている小中一貫教育実践校など条件の整う場合に、施設分離型小中一貫教育校への移行を検討する。また、施設一体型小中一貫教育校を設置する過程で、一時的に施設分離型小中一貫教育校となることも考えられる。

（4）統一的・一体的な学校経営体制の仕組み

【たたき台】

練馬区において、施設分離型の小中一貫教育校を設置する場合には、複数の校長の意見を取りまとめる役割として学園長を選任することとする。

【修正案】

練馬区において、施設分離型の小中一貫教育校を設置する場合の意思決定方法については、学園長を選任する場合の権限や指揮命令のあり方、合議制の意思決定機関を設置する場合の位置づけなどについて検討したうえで、関係校の状況や意見を踏まえて教育委員会が決定することとする。

変更点5 エリア設定と小中一貫教育校の候補

p20 7 小中一貫教育校（義務教育学校）の候補となる小中学校

（1）エリアごとの状況

校舎の築年数を削除し、4ブロックを中学校長会ブロックから行政4エリアへ変更。

【たたき台】

練馬区では従来から、小学校長会は8地区、中学校長会は4ブロックに分かれて、地区ごとの校長会を開催するなどして情報交換・意見交換を行っている。小中一貫教育は中学校区を基盤として進めていることから、中学校長会の4ブロックごとに小中一貫教育の取組手法や成果に関する情報交換を行ったり、小中一貫教育を推進する教員を育成したりしていくことも考えられる。

【修正案】

練馬区では従来から、小学校長会は8地区、中学校長会は4ブロックに分かれて、地区ごとの校長会を開催するなどして情報交換・意見交換を行っている。また、練馬区子ども子育て支援事業計画では、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域として、「練馬地区」「光が丘地区」「石神井地区」「大泉地区」の4つの「教育・保育提供区域」を設定している。

今後、小中一貫教育を全区的に推進していくにあたり、練馬区全域を4つのエリアに分けて、エリアごとに小中一貫教育の先導役となる拠点校（施設一体型・施設分離型）を設置し、取組手法や成果に関する情報交換を行ったり、小中一貫教育を推進する教員を育成したりしていくことも考えられる。

小学校長会、中学校長会、教育・保育提供区域などさまざまな区域設定がなされている状況を鑑み、4つのエリアは明確に区分けをするものではなく、エリアの境界は重なり合うものとして考える。

p20 （2）隣接校等の状況

4つのエリアごとに小中学校の状況を考察し、小中一貫教育校設置の可能性などについて考察する（巻末資料1・2）

隣接校等の状況

	隣接校		児童生徒数計	通学区域	連携グループ小
練馬	旭丘中	旭丘小	308人	包含	小竹小
光が丘	田柄中	田柄第二小	1,154人	×	田柄小
光が丘	豊渓中	旭町小	472人	包含	

光が丘	光が丘第二中	光が丘春の風小	797人	一致	
光が丘	光が丘第四中	光が丘秋の陽小	586人	包含	光が丘第八小
石神井	谷原中	北原小	1,039人	包含	谷原小
石神井	三原台中	泉新小	1,156人	包含	橋戸小 光和小
石神井	上石神井中	上石神井小	988人	包含	
大泉	大泉中	大泉小	1,169人	包含	大泉東小 大泉第六小
大泉	八坂中	八坂小	727人	包含	豊溪小

練馬エリア

練馬エリアには8つの中学校区があるが、隣接校があるのは旭丘中学校区のみである。旭丘中学校・旭丘小学校は、~~いずれの校舎も築50年を経過していることから、改築を機に~~を施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）とする場合、現状の両校の児童生徒数合計が308名であるため、現在の通学区域のままでは過小規模となる。旭丘中学校は、小竹小学校の通学区域も包含しており、小中一貫教育校とする場合には、小竹小学校とも連携を図る必要がある。

練馬エリアにある豊玉第二中学校、開進第四中学校は、中学校舎に小学生が使うための連携教室が整備されている。豊玉第二中学校は、豊玉第二小学校・豊玉東小学校の通学区域を包含しており、3校で施設分離型（施設併用型）小中一貫教育校とすることも可能性として考えられる。開進第四中学校については、開進第四小学校・仲町小学校のいずれの通学区域も包含しておらず、施設分離型小中一貫教育校とする場合には、通学区域の変更についても検討する必要がある。

光が丘エリア

光が丘エリアには10の中学校区があり、4組の隣接小中学校がある。

田柄中学校・田柄第二小学校の組合せでは、~~田柄中学校舎は築55年、田柄第二小学校舎は築45年であることから、改築を機に~~施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）とする場合、現状の両校の児童生徒数合計が1,154名であるため、校長1名の小中一貫教育校としては過大規模となる可能性がある。また、田柄中学校の通学区域は、田柄第二小学校の通学区域を包含していないことから、小中一貫教育校とする場合には、通学区域の変更について検討する必要がある。

豊溪中学校・旭町小学校の組合せでは、~~豊溪中学校舎は築49年、旭町小学校舎は築50年であることから、改築を機に~~施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）とする場合、現状の両校の児童生徒数合計が472名であるため、現在の通学区域のままでは過小規模となる。

光が丘第二中学校・光が丘春の風小学校を施設一体型小中一貫教育校とする場合、~~小中の通学区域が完全一致しているため、小中一貫教育校とした場合、私立中学校進学者を考えると~~中学校段階で学級規模が小さくなる可能性がある。

光が丘第四中学校・光が丘秋の陽小学校は敷地が連続しており、間に道路が入らずに隣接している唯一の組合せである。~~ただし、現状の両校の児童生徒数合計は586名であるため、施設一体型小中一貫教育校とする場合には、通学区域の変更等について検討する必要がある。~~また、光が丘第四中学校は、光が丘第八小学校の通学区域も包含しており、小中一貫教育校とする場合には、光が丘第八小学校とも連携を図る必要がある。

光が丘地域においては、児童数の減少に伴い、平成22年4月に8校の小学校を統合して4校の新しい小学校を開校させたところである。光が丘地区にある中学校のうち、豊溪中、光が丘第一中、光が丘第二中、光が丘第三中については、通学区域内に居住する幼児・児童数が1学年100名以下となっており、中学校としての適正規模を維持していくことが困難となっている。光が丘地区で小中一貫教育校の設置について検討していく場合には、中学校の適正配置についても併せて検討することが必要である。

石神井エリア

石神井エリアには9つの中学校区があり、**3組の隣接する小中学校がある。**

3組の隣接小中学校のうち、谷原中学校・北原小学校、三原台中学校・泉新小学校については、~~いずれも改築時期に至っておらず、改築による施設一体型小中一貫教育校の設置は困難である。~~現状の2校の児童生徒数合計がどちらも1,000名以上であるため、校長1名が経営する小中一貫教育校（義務教育学校）としては過大規模となる。校長2名を配置して、施設分離型小中一貫教育校とすることは考えられる。

上石神井中学校・上石神井小学校の組合せでは、~~上石神井中校舎は築53年、上石神井小校舎は築47年であることから、改築を機に施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）とする場合、~~現状の両校の児童生徒数合計は988名であり、校長1名の小中一貫教育校としては若干大きめの規模となる可能性がある。校長2名を配置して、施設分離型小中一貫教育校とすることも考えられる。

大泉エリア

大泉エリアには、小中一貫教育校大泉桜学園を除くと6つの中学校区があり、**2組の隣接する小中学校がある。**

大泉中学校・大泉小学校については、~~いずれも改築50年以上であり、改築を機に施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）とすることも考えられる。~~ただし、大泉中学校が区内一の大規模校であり、現状の通学区域のまま小中一貫教育校とすると過大規模となる。校長2名を配置して、施設分離型小中一貫教育校とすることは考えられる。

八坂中学校・八坂小学校は、~~両校とも築50年に満たないことから、当分の間、改築して施設一体型小中一貫教育校とすることは考えにくい。~~両校の児童生徒数合計は727人であり、小中一貫教育校の学校規模としては適正であり、道路をはさんだ施設隣接型小中一貫教育校とすることは考えられる。